

伊佐市農業委員会 8 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 11 月 29 日（木）午前 9 時 00 分から 10 時 20 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (28 人)

会 長 15 番委員
委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 10 番委員 |
| 3 番委員 | 11 番委員 |
| 4 番委員 | 13 番委員 |
| 5 番委員 | |
| 7 番委員 | |
| 8 番委員 | |
| 9 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 番推進委員 | 12 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 16 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 17 番推進委員 |
| 8 番推進委員 | 19 番推進委員 |
| 9 番推進委員 | 20 番推進委員 |
| 11 番推進委員 | |

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 4 番委員 5 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定 について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成30年度 第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議 長 皆様おはようございます。
本年も後1ヶ月になりました。風邪等で体調を崩された方がいらっしゃりということで、何人か欠席があるようです。皆さん体に気を付けて活動をお願いします。
また、本日は総会終了後、農業者年金の研修会を計画されていますので、よろしくをお願いします。
本日は、2番農業委員・14番農業委員が欠席で、出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
4番農業委員と5番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料は1から3ページになります。
農地法による解約が1件、田2筆、基盤法による解約が9件、田21筆、畑2筆でありましたのでご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

————— 議案第1号 —————

議 長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

		事務局の報告を求めます。
事務局		議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の、貸借についてご説明いたします。 10ページをご覧ください。 期間は3年から10年で、面積は田133,026㎡、畑36,542㎡の計169,568㎡です。利用権を設定する者の数29名、利用権の設定を受ける者の数15名です。 なお、明細の中の期間におきまして12月31日開始分がありますが、これについては農地中間管理権取得案件であります。 土地の詳細につきましては、4ページ番号1から9ページ番号29のとおりです。 以上説明を終わります。ご審議方よろしく願います。
議長		只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。 議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長		全員挙手。 よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。
		————— 議案第2号 —————
議長		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。 整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。
7番農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る11月22日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

		申請人 K Tさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は5 7歳です。 渡し人 O Sさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は8 7歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字下松1 0 9 2番4外2筆で、地目は田、地積は合計3, 6 1 7 m²で所有権移転売買であります。 受人の経営面積は5, 0 8 9 m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約5 0 0 mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る11月18日現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。 申請人 N Sさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は6 2歳です。 渡し人 A Tさんは、北九州市門司区稲積一丁目に居住され、年齢は8 5歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字西川3 4 1 7番1外1筆で、地目は田、地積は合計1, 9 7 9 m²で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は3, 6 0 4 m²で取得可能面積であります。農業従事者

		は2名で、通作距離は約100mで、現況は不耕作地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、事務局の報告を求めま。
事 務 局		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る11月20日現地調査を行いましたので、事務局が報告をいたします。 申請人 MSさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は65歳です。 渡し人 MSさんと共有名義人の SYですが、Yさんが亡くなられていますので、相続人の SIで市外住民です。 申請地は、伊佐市大口曾木字池島38番1外1筆で、地目は田、地積は合計5,948㎡で代物弁済であります。 受人の経営面積は、9,622㎡で、取得可能面積であります。現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。 添付書類として全部事項証明書、共有名義人・相続人の両戸籍謄本、委

		任状等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号３番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号３番は、許可が決定いたしました。
議	長	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数３件について、３件の許可が処分決定いたしました。
		————— 議案第３号 —————
議	長	議案第３号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定について提案いたします。 整理番号１番について、９番農業委員の報告を求めます。
9 農 業 委 員	番	議案第３号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定の整理番号１番について、去る１１月２２日、申請人の代理人　Ｔ行政書士立会いのもと、１３番農業委員、私９番農業委員２名で共同調査を行いましたので、９番が報告いたします。 申請人　ＨＴさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は８８歳です。 申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島２４２６番１外１筆で、地目は田、地積は合計１，３６２㎡であります。 所在地は、大口高校から北へ約２００ｍに位置し、現況は田であり、東側は道路、北側は宅地、西側は田、南側は田で、除外後は保育園の駐車場にと計画されています。 当申請は具体的な転用計画があり、南側は農地ですが農用地区域外の外

		周部のため、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響はないものと思われます。 添付書類として、農用地利用計画書、計画変更届書、地籍図、全部事項証明書等が提出されています。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	9番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。
議	長	整理番号2番、3番については、一体事業であり申請の現地が隣接しているため、一括で報告をお願いします。13番農業委員の報告を求めます。
13番 農業委員		議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定の整理番号2番と3番について、去る11月22日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、9番農業委員、私13番農業委員2名で共同調査を行いましたので、13番が報告いたします。 番号2番の申請人 TKさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は88歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字千鳥山1191番21外1筆で、地目は畑、地積は合計2,596㎡であります。 番号3番の申請人 TSさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は76歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字千鳥山1191番22で、地目は畑、地積は1,515㎡であります。 2つの申請地の所在地は、三宝保全から道路を挟んで反対側で東側に位

		置し、三宝保全の隣接であり、現況は畑であります。北側は太陽光発電施設、西側は道路、南側と東側は山林で、除外後は太陽光発電施設を建設しようと計画されています。 この2つの申請は具体的な転用計画があり、周囲にはほぼ農地がない農用地区域外周部のため、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響はないものと思われます。 添付書類として、2つの申請書とも現地写真、農用地利用計画変更申請書、委任状等が提出されています。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	13番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番、3番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番、3番は、意見並び許可が決定いたしました。
議	長	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定について、申請件数3件について、意見決定3件が決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議	長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、去る11月22日、申請人の MKさん立

		会いのもと、15番農業委員、6番推進委員、私5番農業委員3名で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 MKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は66歳です。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字豆付1440番、地目は畑、地積は403㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であり、転用目的は植林であります。 所在地は松木原自治会館から北へ約300mに位置し、北側は宅地、南側は宅地、東側は原野、西側は市道を挟んで山林であり、周囲に与える影響はないものと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	5番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について処分決定1件が処分決定いたしました。 ————— 議案第5号 —————
議	長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。
8	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農 業 委 員	いてのうち、整理番号1番について、去る11月22日、申請人 ISさん立会いのもと、11番推進委員、私8番農業委員の2名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口下殿に居住されている ISさんで、年齢は32歳です。 譲渡人は、伊佐市大口金波田に居住されている IKさんで、年齢は80歳です。 申請地は、伊佐市大口金波田字井ノ尻1005番7で、地目は畑、地積は577㎡です。 本申請は所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅であり、農地区分は第1種農地で集落接続施設です。 所在地は、堂崎自治会館より東へ約300mに位置しており、東側は道路、西側は原野、南側は道路、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、地籍図、字図、平面図、資金証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、土地改良区の意見書等が添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長 なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長 全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る11月22日、申請人の代理人A行政書立会いのもと、15番推進委員、19番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口木ノ氏に居住されている UMさんで、年齢は56歳です。 譲渡人は、大阪府東大阪市御厨東1丁目に居住されている HRさんで、市外住民です。 本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は資材置場となっています。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字中村1192番1で、地目は畑、地積は340㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、高隅温泉から南東へ約800mに位置しており、南側は山林、東側は宅地、北側は宅地、西側は道路を挟んで田であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。
1	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農 業 委 員	いてのうち、整理番号3番について、去る11月22日、申請人の父親で譲渡人のKKさんと、T司法書士立会いのもと、7番農業委員、4番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、1番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口山野に居住されているKKさんで、年齢は38歳です。 譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されているKKさんで、年齢は73歳です。 本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅となっております。 申請地は、伊佐市大口山野字門田4403番1で、地目は田、地積は496㎡で、農地区分は農用地区域外で、第1種農地集落接続施設であります。 所在地は、山野小学校より西へ約200mに位置しており、南側は田、東側は宅地、北側は道路、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われます。 汚廃水処理につきましては、合併浄化槽を設置し処理水は北側の水路に、また、雨水も同じ北側の水路へ流すとのことです。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、地籍図、平面図、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長 なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長 全員挙手。 よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長	整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る11月22日、O行政書士立会いのもと、1番農業委員、4番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島市上福元町に所在する 株式会社 Kで一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されている NYさんで、年齢は85歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場及び資材置場となっております。 申請地は、伊佐市大口山野字松ヶ平547番3で、地目は畑、地積は314㎡で、農地区分は農用地区域外で、第1種農地集落接続施設であります。 所在地は、平出水小学校より東へ約300mに位置しており、東側は田、西側は山林、南側は雑種地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。 隣接している空き家を社員住宅として利用するにあたり、将来的に入居する社員が増えて場合の駐車場確保と牧場で使用する資材置場として利用するとのことでした。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	全員挙手。 よって整理番号4番は、処分決定いたしました。
議 長	整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る11月22日、K行政書士立会いのもと、15番推進委員、私4番農業委員の2名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口宮人に所在する I 株式会社 代表取締役 HKさんで一般法人です。 譲渡人は、曾於市末吉町新町一丁目に居住されている AMさんで、市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は植林でクヌギ300本を植林予定となっております。 申請地は、伊佐市大口里字井手原432番で、地目は田、地積は1,459㎡で、農地区分は農用地区域外で、第3種農地であります。 所在地は、伊佐市体育センターから東へ約300mに位置しており、南側は宅地、東側は田と宅地、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	全員挙手。 よって整理番号5番は、処分決定いたしました。
議 長	整理番号6番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る11月22日、T行政書士立会いのもと、15番農業委員、6番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口里に居住されている MKさんで、年齢は54歳です。 譲渡人は、鹿児島市西伊敷4丁目に居住されている OMさんで、市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場となっております。 申請地は、伊佐市大口目丸字村中880番3で、地目は畑、地積は140㎡で、農地区分は農用地区域外で、第1種農地であります。 所在地は、大口中央中学校から東へ約1kmに位置しており、南側は田、東側は市道を挟んで田、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	全員挙手。 よって整理番号５番は、処分決定いたしました。
議 長	整理番号７番について、１３番農業委員の報告を求めます。
１３番 農 業 委 員	議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号７番について、去る１１月２２日、Ｔ行政書士立会いのもと、９番農業委員、私１３番農業委員の２名で共同調査をしましたので、１３番が報告いたします。 譲受人は、長崎県長崎市出島町に所在する Ｖ合同会社 代表社員 ＵＹさんで、一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている ＹＫさんで、年齢は６５歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。 申請地は、伊佐市大口宮人字井手上１６８６番２８で、地目は畑、地積は１，４９６㎡で、農地区分は第２種農地その他の農地であります。 所在地は、宮人自治会館から南東へ約９００ｍに位置しており、南側は道路、東側は山林、北側は原野、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数３２４枚、設置容量は４９．５ｋＷを予定しております。 添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、融資予定証明書、地積図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については２名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	１３番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号７番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は、処分決定いたしました。
議	長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、処分決定7件が処分決定いたしました。
		————— 議案第6号 —————
議	長	議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。 整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農 業 委 員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る11月22日、申請人の代理人 D行政書立会いのもと、10番農業委員、20番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしまして、11番が報告いたします。 申請人 MSさん外1名は、伊佐市大口篠原に居住されています。 外1名については、持ち分登記がされており先ほど承認されました3条申請の整理番号3番の譲渡人の記載の中にあります SKさんです。 申請地は、伊佐市菱刈市山字永福寺2456番で、地目は畑、地積は1,191㎡です。 非農地となった時期は、平成9年から製材所及び木材置き場として利用したとのことでした。 所在地は、コーポならより東北東へ約300mに位置し、東側・南側は畑、西側・北側は道路を挟んで山林となっております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、製材所として20年経過し農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る11月22日、申請人の代理人D行政書士立会いのもと、11番農業委員、20番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしまして、10番が報告いたします。 申請人 MSさんは、伊佐市大口篠原に居住されています。当該農地の4分の3を相続所有されています。 もう1名の申請人は兵庫県三田市中央町所在する 弁護士法人A支所MA法律事務所 弁護士 YTさんで、平成28年10月19日に登記されたSIさん成年後見人であります。なお、SIさんは当該農地の4分の1を所有する相続人です。 申請地は、伊佐市菱刈重留字新町原1461番2、地目は畑、地積は501㎡です。 所在地は田中小学校から西へ約100mに位置し、現況は、木造平屋建ての貸家4棟が建っています。この借家は数年前に居住者がなく売り家の看板が立っています。 当該農地は先代が、平成3年に貸家として4棟建築してから20年以上経過しており、今後耕作農地として復旧は難しい状況で、非農地としてもやむを得ないと考えます。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。
議 長	議案第6号「非農地証明願」2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。
議 長	その他。事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをお開きください。11月の月例報告をします。去る6日、11月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。 22日、現地調査を一斉にしております。29日、本日ですが第8回農業委員会の総会です。 12月の行事予定ですが、5日に12月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。27日が第9回の農業委員会の総会です。 月例報告は以上です。
議 長	他にないでしょうか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
事 務 局	これで、平成30年度 第8回農業委員会総会を終わります。 姿勢を正してください。 一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時20分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 4 番

伊佐市農業委員 5 番